

10780P-00

2024
年度版

合格への
はじめの一歩

7年
連続

売上
No.1

入門書

みんなが欲しかった!

社会保険

合格への

貢場恵子(TAC社会保険労務士講座講師)・著
滝澤ななみ・編集協力



フル
カラー

はじめの一歩

それで
合・格
が見える!

見える!



本気でやさしい入門書

イラスト満載の楽しい

オリエンテーション

学習内容がざっくりしっかりわかる

入門講義

TAC出版

TAC PUBLISHING Group

はじめに

自分を変える“一歩”を踏み出しましょう！

はじめまして。この本を執筆している貫場恵子と申します。

この度は、数ある書籍の中から、この「**合格へのはじめの一歩**」を手にとっていただき、ありがとうございます。

本書は、はじめて社会保険労務士試験の勉強に取り組もうとされている方に向けた入門書です。

社会保険労務士に求められる事柄や仕事の内容、また試験制度についても詳しく触れた手引書となっています。

社会保険労務士という資格の性質上、試験科目の多くが「**法律**」です。法律と聞いて、ちょっと抵抗を感じる方もいらっしゃるかもしれませんね。

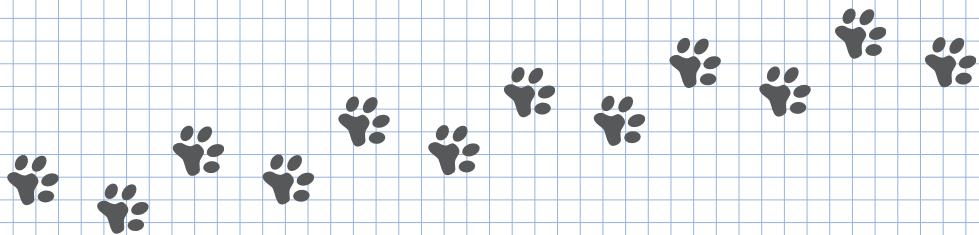
しかし、社会保険労務士試験で学ぶ法律は、実生活にも役立つ、日常生活と関連付けて理解できるものばかりです。

法律の勉強は難しそうなのではないか…

法律の知識がなくても試験に合格できるのだろうか…

と不安に思われる必要はありません。

本書でまずは「社会保険労務士」というものの概要をつかんでいただければと思います。そして、全体像をつかんでいただいた後、細かい部分の知識を身につけていくことで、とても効果的な学習ができます。まずは本書で、基本となる土台の部分の勉強からはじめていきましょう。



さて、みなさんが社会保険労務士（社労士）を志すきっかけはどんなものでしたか？

私は現在、**資格の学校TAC**で講師をしながら、開業社労士として、企業の労務管理の相談などの社労士業務も行っています。

社労士として実務に携わるようになってからもうずいぶん経ちますが、社労士になる前は、実は公務員として働いていて、公立学校の予算作成や教職員の労務管理・福利厚生事務を担当していました。

結婚し、妊娠してからも公務員の仕事を頑張って続けていましたが、つわりがひどく、切迫流産で入院を余儀なくされ、仕事を継続することが難しくなってしまい、退職することにしました。

2人の子どもを出産し、しばらくは専業主婦として、家事・育児で毎日忙しく、仕事から離れた生活をしていました。

少しづつ自分の時間がもてるようになってきたのは、長女が小学生になり、長男も幼稚園に入園したころでした。それから、何か勉強をしようと思うようになりました。

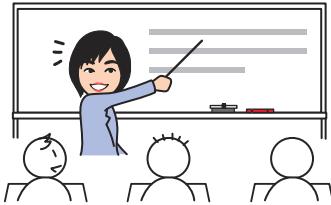
本屋さんで資格の本を手に取り、リサーチしていたところ、社会保険労務士という資格が目に留まりました。

「1年で合格可能」

「開業でも勤務でも活かせる」

というキャッチに惹かれ、これだと直感しました。

しかも、学生時代に法律の勉強していたこともあり、試験科目も自分に興味があるものが多かったのです。



国家資格ですし、当時は今のように市販書籍も充実していなかったので、独学では難しそうだなと思い、**1年**で合格するためには、学校に通うのが得策だと考えました。

いろいろな資格試験対策学校からパンフレットを取り寄せ、無料セミナーに参加しながら情報収集をし、TACに通うことを決めました。そこから毎週土曜日、TAC梅田校に通い、試験合格に向けて勉強していました。

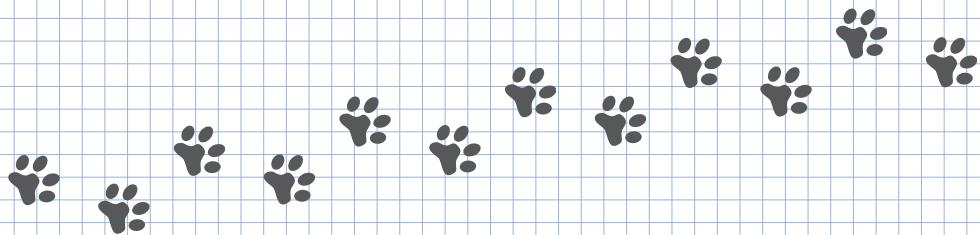
講義は楽しかったのですが、毎日の復習がしんどく、途中何度諦めようと思ったことか…。しかしそんなときは、夫や子どもたちが家事を手伝ってくれ、励ましてくれ、なんとか頑張り続けることができました。

ここで受験を諦めたらTACの授業料も無駄になるし資格も取れない…と自分を必死に奮い立たせ、最後まで勉強を続けました。

そして結果は、**一発合格**。合格発表で受験番号を見つけたときは、涙があふれました。

そして、TACの担任の講師にすぐに「**合格**」の報告に行きました。
その時、「TACで講師をやらないか?」と声を掛けていただきました。不安もありましたが、このチャンスを大事にしようと思い、すぐにOKの返事をしました。講義が週1回でよいというのも、主婦にとってありがたかったです。

TACで講師をする前に、まず社労士会に入会しようと思い、地元の社労士会にも出向きました。社労士会では今後の活動について丁寧に教えてくださいました。そこで、思い切って**「開業登録」**しようと決断しました。
専業主婦だった私にできるのだろうか…という不安よりも、社労士としての一歩を踏み出せたことが嬉しかったのをよく覚えています。

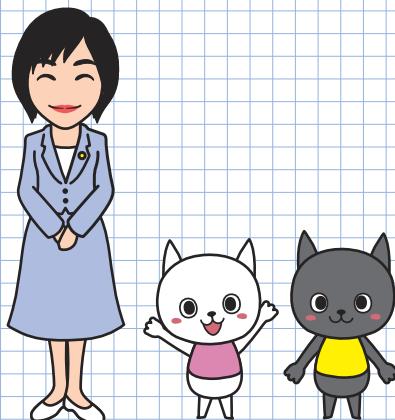


その後は、TACで講師をしながら開業社労士の仕事も徐々にはじめていきました。最初は社労士会から依頼を受けた行政協力の仕事から始めていきました。徐々にセミナーの依頼や労働相談の仕事が増え、大学で労働法の講義を担当するようになりました。

こうして、社労士試験に合格してから、私の人生はガラリと変わりました。資格があることで、さまざまなチャンスが巡ってくるんだと思っています。そして今は社労士の仕事にやりがいや楽しさを感じています。もちろん、大変なことも多く、勉強の毎日です。でもそれが次のステップに繋がっています。ですから、みなさんも社労士受験をきっかけに、これから の ライフワークを見つけてみませんか。

本書を読まれ、社会保険労務士に興味をもった、あるいは面白そうな勉強だなと感じていただければ嬉しいです。合格するためには、何よりも興味をもって楽しみながら学習を続けることが大切です。

みなさんも、この「**合格へのはじめの一歩**」で、自分を変える**「一歩」**を踏み出しましよう。



2023年7月吉日

貴場 恵子

CONTENTS

オリエンテーション編

合格へのはじめの一歩 スタートアップ講座

- 社会保険労務士になるまで 2
- 社会保険労務士の業務を徹底解剖!! 4
- 社労士試験を徹底解剖!! 16
- 社労士学習スタートアップ!! 26
- 法律の基礎知識 34
- 社労士試験科目の概要 38

入門講義編

CHAPTER 0 入門講義に入る前に

- 社労士試験で労働法や社会保険法を学習するのはなぜ? 42
- 年金制度機能強化のための改正 44

CHAPTER 1 労働基準法

- Section 0 社労士試験で労働基準法を学習するのはなぜ? .. 46
 - Section 1 労働基準法とは? 48
 - Section 2 労働契約 51
 - Section 3 解雇 54
 - Section 4 賃金 59
 - Section 5 労働時間 65
 - Section 6 休憩・休日 73
 - Section 7 時間外労働・休日労働 76
 - Section 8 年次有給休暇 81
 - Section 9 年少者 84
 - Section 10 女性 86
 - Section 11 就業規則 89
- 過去問チェック! 92
- 知っててよかった! 労働基準法 95

CHAPTER 2 労働安全衛生法

- Section 1 労働安全衛生法とは? 98
 - Section 2 安全衛生管理体制 101
 - Section 3 機械や危険物・有害物に関する規制 107
 - Section 4 健康診断・面接指導 110
- 過去問チェック! 115
- 知っててよかった! 労働安全衛生法 117

CHAPTER 3 労災保険法

- Section 1 労災保険法とは? 120
 - Section 2 業務災害・通勤災害・複数業務要因災害 124
 - Section 3 保険給付の種類 128
 - Section 4 傷病に関する保険給付 129
 - Section 5 障害が残った場合の保険給付 133
 - Section 6 死亡に関する保険給付 137
 - Section 7 その他の保険給付 143
 - Section 8 社会復帰促進等事業 146
- 過去問チェック! 148
- 知っててよかった! 労災保険法 150

CHAPTER 4 雇用保険法

- Section 1 雇用保険法とは? 152
- Section 2 保険給付の種類 156
- Section 3 求職者給付 157
- Section 4 就職促進給付 163
- Section 5 教育訓練給付 167
- Section 6 雇用継続給付 170
- Section 7 育児休業給付 174

過去問チェック！	176	Section 6	障害基礎年金	248	
知っててよかった！ 雇用保険法	178	Section 7	遺族基礎年金	251	
CHAPTER 5 労働保険徴収法					
Section 1	労働保険徴収法とは？		Section 8	第1号被保険者に対する 独自給付	255
			過去問チェック！		258
Section 2	労働保険料	183	知っててよかった！ 国民年金法		260
Section 3	労働保険料の申告と納付	186			
Section 4	労災保険のメリット制	193	CHAPTER 8 厚生年金保険法		
Section 5	労働保険事務組合	195	Section 1	厚生年金保険とは？	264
過去問チェック！		196	Section 2	保険料・標準報酬	269
知っててよかった！ 労働保険徴収法		198	Section 3	保険給付の種類	272
CHAPTER 6 健康保険法					
Section 0	社労士試験で社会保険を 学習するのはなぜ？	200	Section 4	本来の老齢厚生年金	274
Section 1	健康保険とは？	202	Section 5	特別支給の老齢厚生年金	278
Section 2	保険料・標準報酬	210	Section 6	障害厚生年金	283
Section 3	保険給付の種類	216	Section 7	障害手当金	286
Section 4	傷病に関する保険給付	217	Section 8	遺族厚生年金	288
Section 5	死亡に関する保険給付	224	Section 9	脱退一時金	293
Section 6	出産に関する保険給付	226	Section 10	離婚時の年金分割	295
過去問チェック！		228	過去問チェック！		297
知っててよかった！ 健康保険法		231	知っててよかった！ 厚生年金保険法		299
CHAPTER 7 国民年金法					
Section 1	年金制度の概要	234	CHAPTER 9 一般常識		
Section 2	国民年金とは？	237	Section 1	社労士試験の一般常識 とは？	302
Section 3	保険料	240	Section 2	労務管理その他の労働に 関する一般常識	307
Section 4	給付の種類	243	Section 3	社会保険に関する一般常識	315
Section 5	老齢基礎年金	244	過去問チェック！		319
			知っててよかった！ 一般常識		321
			最後に		323
			索引		324

本書の効果的な学習法

1 オリエンテーション編で試験、資格について知りましょう！



まずはスタートアップ講座からはじめましょう！ 社会保険労務士の仕事内容、試験の実施日程や試験問題の形式をみていきます。そして、合格までにどのような勉強をしていくのかが、イラストとともにわかりやすく掲載されています。

社会保険労務士資格の魅力を知りましょう！

社会保険労務士の業務を徹底解剖!!

本格的な学習に入門前に、まずは社会保険労務士（以下「社労士」といいます）の業務についてみていきましょう。

社労士=人事・労務管理・社会保険のスペシャリスト

社労士は、1962（昭和37）年に成立了した「社会保険労務士法」により誕生した「国家資格」です。

企業や労働者と密接な関係にある労働基準法や労働保険、社会保険などに関するスペシャリストとして活躍しています。

社労士の業務

1号業務は、社労士の独占業務！

社労士の業務種類は大きく3種類で、「1号業務」「2号業務」「3号業務」があります。

1号業務と2号業務は、社労士資格を有していないければ、専門知識を得て行なうならない「独占業務」です。

また、社労士の新たな役割として、2015年4月より、補助人業務も加わりました。

1号業務とは？

まずは、1号業務をみてみましょう。

たとえば、会社は人を雇うと、費用控除や社会保険料の手続きをしなければなりません。

小さな会社では、人が足りなければ、知識のある人がいるわけないで、つまらなくていいことがあります。

2 入門講義編で社労士試験の学習内容の概要を学びましょう！

社会保険労務士試験で学ぶ全科目の入門講義に進みます。まずは、CHAPTER 0で、労働法・社会保険法という大きな枠組みをつかみ、CHAPTER 1から順に読み進めていきましょう。入門講義では、主要なテーマで、かつ、知識理解のための土台となるものを、わかりやすくまとめています。法律の勉強がはじめての方でも無理なく読めるよう、やさしく身近な言葉を使った文章で、図解も満載。楽しく読み進めていくことができます。1つのCHAPTERを読み終えたら、知識の確認として、過去問チェック！を解き、実際の試験問題を体感してみましょう。

●Section●はこんな話

まずは概要をイラストとともに確認してから学習スタートします！

Section 1

労働基準法とは？

★Section1はこんな話★



労基法違反は、罰金をとられたり、懲役刑になることもあります。
こうして労基法の効力を確実にしています。

1 労基法の目的は？

働く際の最低基準を定めた法律！

労基法の基本的な理念は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とした労働条件の保障です。また、労基法で定める労働条件の基準は**最低基準**であり、この基準を理由に労働条件を低下させではなく、その向上を図るように努めなければなりません。



ここでいう労働条件とは、賃金や労働時間など、職場におけるすべての待遇をいいます。

48

CHAPTER 1 労働基準法 過去問チェック！

問1 Section 1 ③

「事業主」とは、その事業の経営の主体をいい、個人企業にあってはその企業主個人、株式会社の場合は、その代表取締役をい。(R2-1A)

問2 Section 2 ③

労働契約の期間に関する事項は、書面等により明示しなければならないが、期間の定めをしない場合においては期間の明示のしようがないので、この場合においては何ら明示しなくともよい。(R元-4A)

●過去問チェック！

入門講義を読んだだけですぐ解ける問題を厳選しています！

●板書

重要なポイントが一目瞭然です！

板書 使用者とは

使用者=会社側の人というイメージ

- 1 事業主 →個人企業の場合: 事業の主個人
法人の場合: 法人そのもの(会社そのもの)
- 2 事業の経営担当者 →代表取締役社長など
- 3 その事業の労働者に関する事項について
事業主のために行為をすらべての者

部長、課長等の名前で判断しない。人事・給与等の労働条件や労務管理等について実質的に権限がある者は



知つ得！ 労働条件の決定

●知つ得！

知つ得！ 知つ得！ 得する情報をまとめています。試験や日々の生活でも役に立つ情報が満載です。



知つ得！ よかった！



労働基準法

労基法

ある中小企業の社長さんから相談があった事例です。この会社は4週6休日の日勤制度を導入していました。これは全勤日数2日目ではなく、週休1日の週は1週間の労働時間が40時間を超えてしまった。そのため、休日1日の週は1週間の労働時間が40時間を超えてしまった。そこで、提案したのが1年単位の変形労働時間制でした。1年単位の変形労働時間制は1年の勤務が2,085.7時間と算出されれば、1週間の労働時間が法定労働時間を超えるても時間外労働にならず、割増賃金を支払う必要もありません。

まずは、1年単位の勤務カレンダーを作成します。まず、毎日の現役や会員の休日など休日を決めておきます。残りの日の勤務時間になります。その結果、出勤日数が260日となり、1日5時間勤務しても8時間×260日=2,080時間となり、勤務を組ませんでした。

このように時間外労働の発生を抑えるために1年単位の変形労働時間制を採用する企業もあるのです。

4週間で1日の休日と国民の祝日をあわせると年間105日

の休日になりました。残りの260日が出勤日です。



●知つ得！ よかった！ ●●法

科目の最後に、知識の総復習として、まとめコラムをつけました。日常生活において、まさに「知つ得！ よかった！」となるポイントをまとめています。

オリエンテーション編

合格へのはじめの一歩

スタートアップ講座



社労士の世界へ
みなさんを招待します!!

パパパパーン

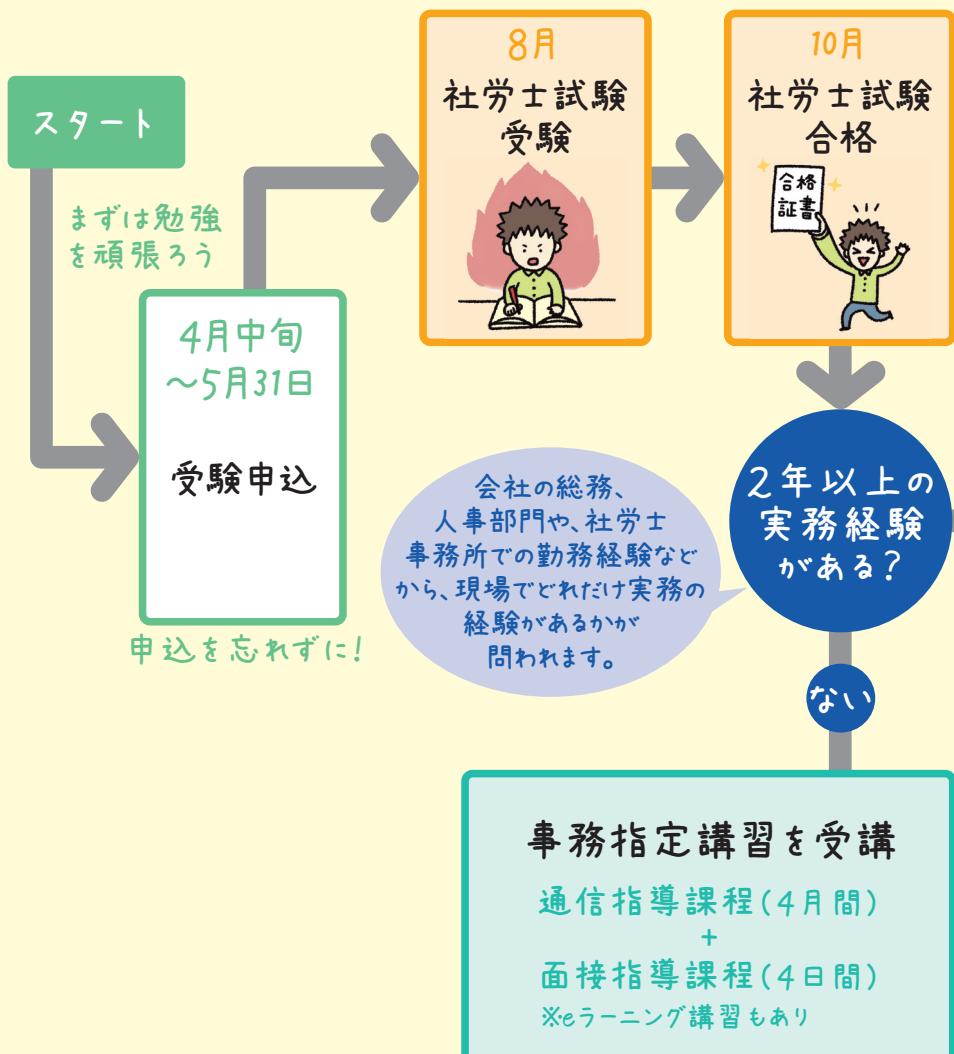
By 滝澤ななみ

社会保険労務士になるまで



社会保険労務士は、国家資格です。

まずは本試験に合格し、そのあと一定の実務経験を要件に登録を行うことで、はじめて「社会保険労務士」として仕事ができるようになります。ここではそのフローを簡単にご紹介します。



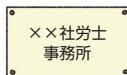
ある

全国社会保険労務士会連合会に名簿登録
都道府県社会保険労務士会に入会

独立開業 社労士

開業登録

独立開業して自分の事務所をもつ!



事務所のある都道府県社労士会で登録

企業内 社労士

勤務等登録

企業の人事部等で活躍!
社労士事務所勤務で経験を積む!



← 社労士

勤務先or自宅のある都道府県社労士会で登録

【参考】社労士の登録費用

(東京都社会保険労務士会の場合。2023(令和5)年7月現在)

登録

登録免許税 30,000円

登録手数料 30,000円

社労士会 入会

開業 入会金50,000円、年会費96,000円

勤務等 入会金30,000円、年会費42,000円

社会保険労務士資格の魅力を知りましょう！

社会保険労務士の業務を 徹底解剖!!

本格的な学習に入る前に、まず社会保険労務士（以下「社労士」といいます。）の業務についてみてていきましょう。



社労士=人事・労務管理・社会保険のスペシャリスト



社労士は、1968（昭和43）年に成立した「社会保険労務士法」により誕生した「**国家資格**」です。

企業や労働者と密接な関係にある労働基準法や労働保険、社会保険などに関するスペシャリストとして活躍しています。

社労士の業務



社労士の業務の種類は大きく3種類で、「**1号業務**」「**2号業務**」「**3号業務**」があります。

1号業務と2号業務は、社労士資格を有していないければ、報酬を得て行ってはならない「**独占業務**」です。



また、社労士の新たな役割として、2015（平成27）年4月より、
補佐人業務も加わりました。

1号業務とは？

独占業務



まずは、1号業務をみてみましょう。

たとえば、会社は人を雇うと、雇用保険や社会保険の手続きをしなければなりませんが…



小さな会社では、人が足りなかったり、知識のある人がいなかったりで、少々めんどくさいことがあります。



そこで、外部の誰かにその手続きを依頼して、やってもらおう！…と思うのですが、そう簡単にはいきません。



このような労働社会保険関連の手続き、「業」として、つまり報酬をもらって、行なうことができるのは、社労士だけとされています。



こういった、労働社会保険諸法令に基づく、「申請書等の作成」や…



その申請書等を行政機関等に提出するといった「提出代行」業務



そして、事業主から委任を受け、行政機関等への提出から主張、陳述を行なう「事務代理」が社労士の1号業務とされています。



具体的には、このような業務が1号業務です。

また、各種助成金の申請も行います。

いよいよ入門講義の
スタート!



入門講義編

CHAPTER 0

入門講義に に入る前に

社労士試験で労働法や 社会保険法を学習するのはなぜ?



社労士の試験科目は多岐にわたります。なぜ、このように試験科目が多いのでしょうか？それは、社労士の業務を行うにあたってこれらの法律の知識が必要不可欠だからです。

社労士の主な業務

労働社会保険手続き業務

必要な法律知識

労災保険法、雇用保険法、労働保険徴収法、国民年金法、厚生年金保険法、健康保険法など

労務管理の相談指導

必要な法律知識

労働基準法、労働契約法、労働組合法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パート・有期労働法、労働者派遣法、高年齢者雇用安定法、障害者雇用促進法など



年金相談

必要な法律知識

国民年金法、厚生年金保険法、確定拠出年金法など

紛争解決手続代理業務・ 補佐人の業務

必要な法律知識

労働法、社会保険法全般、社会保険労務士法など

※下線は、それぞれの業務に関連するおもな法律です。



社労士は労働保険・社会保険諸法令の専門家として企業の健全な発達と労働者さらには国民の福祉の向上に資する役割を担っているのです。

労働法とは (CHAPTER1~5、9)

「労働法」とは、どのような法律をいうのでしょうか。実は「労働法」という名称がついた法律は存在しません。労働者と使用者の関係から生じる労働問題に関するさまざまな法律をひとくくりにして「労働法」と呼んでいます。その中には、労働基準法をはじめ、労働安全衛生法、労災保険法、雇用保険法、労働契約法、男女雇用機会均等法、最低賃金法、労働組合法など多くの法律があります。これらの法律を知り理解することは社労士業務にとって必要不可欠です。

労働法を知ることは、労働者自身の権利を守ることにつながります。また、企業も法律を守ることにより労働者が心身ともに健康でモチベーションを維持しながら長く働く環境を整えることができるのです。その結果、生産性も向上し業績もアップし、さらには企業イメージのアップや優秀な人財の確保にもつながっていくのです。

社会保険法とは (CHAPTER6~9)

みなさんは、「社会保障制度」という言葉を聞いたことがありますか？

社会保障制度は、国民が健やかで安心できる生活を保障する制度で、社会保険（医療保険、年金保険、介護保険）、公的扶助（生活保護など）、公衆衛生（感染症対策など）、社会福祉（児童福祉、母子家庭の福祉など）の大きく4つの分野に分かれます。

この中で社労士試験の中心になるのは社会保険です。

まとめて
社会保険法
と呼びます

- 医療保険法⇒健康保険法、船員保険法、共済組合に係る共済各法、国民健康保険法、高齢者医療確保法
- 年金保険法⇒厚生年金保険法、国民年金法
- 介護保険法

社会保険法は、日常の生活の中で役に立つ知識も多く、「知ってよかった」と実感できる法律といえるでしょう。

入門講義編

CHAPTER 1

労働基準法



Section
0

社労士試験で労働基準法を学習するのはなぜ？

CHAPTER 1から5までは、「労働法」の法律です。まずは、その中心である「労働基準法（以下「労基法」といいます。）」から学習していきましょう。

企業は、一般に「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」などの経営資源を利用しながら経営を行っています。この中で「ヒト」については、他の経営資源が「ヒト」によって生み出されるものであることから、企業にとって最も重要な経営資源です。「ヒト」は「人材」ではなく「人財」です。その「人財」とかかわる仕事が社労士なのです。優秀な人を確保し、育成し活用する労務管理の業務は企業にとって重要な経営課題です。そしてこれらに関連する法律の中心となるのが労基法なのです。

労基法は、労働者保護の観点から、労働条件の最低基準を定めています。

労基法で規定している主な項目

- ・労働者の自由と平等を保障するための規定
- ・労働契約の締結、終了
- ・賃金
- ・労働時間、休憩、休日、年次有給休暇
- ・年少者や妊産婦を保護するための規定
- ・就業規則

使用者は労基法を守りながら、労務管理を行っていく必要があります。労務管理の一連の流れは、次ページのようになっています。

労務管理の一連の流れ

採用

労基法の規定

労働条件の明示、
労働契約

労働者的人権の保護

労基法の規定

均等待遇、中間榨取の排除、公民権の行使、
男女同一賃金

賃金

労基法の規定

賃金の支払いに関する原則、休業手当、出来高払いの保障給

労働時間・休日

労基法の規定

労働時間の原則、
休憩時間の原則、
過休制の原則

時間外・休日労働

労基法の規定

非常災害等による時間外・休日労働、36協定による時間外・休日労働、割増賃金

変形労働時間制

労基法の規定

1箇月単位・1年単位の変形労働時間制、
1週間単位の非定型的変形労働時間制、
フレックスタイム制

柔軟な労働時間制

労基法の規定

みなし労働時間制

年次有給休暇

労基法の規定

年休権の発生要件、
年休中の賃金、
不利益取扱い禁止

女性の労務管理

労基法の規定

産休、育児時間、
女性の保護規定、
生理休暇

年少者の労務管理

労基法の規定

年少者の労働時間、深夜業の禁止、
未成年者との労働契約

労働契約の終了

労基法の規定

有期労働契約の期間満了、
解雇予告、解雇制限



労働基準法はこれらすべてに係る法律なんだね。

Section 1

労働基準法とは？

★Section1はこんな話★



労基法は、適切な労務管理を行うため、労働条件についてさまざまなルールを定めています。たとえば、1日の働く時間や休憩・休日、賃金の支払い方法を定め、会社はそれを必ず守らなければなりません。労基法は労働者を救うための法律ですが、会社がこの法律を守ることにより優秀な人財を確保し、生産性の向上や企業業績を上げることにもつながるのです。

労基法違反は、罰金をとられたり、懲役刑になることもあります！

こうして労基法の効力を確実にしています。

1 労基法の目的は？

働く際の最低基準を定めた法律！

労基法の基本的な理念は、「**労働条件**は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とした労働条件の保障です。また、労基法で定める労働条件の基準は**最低基準**であり、この基準を理由に労働条件を低下させではなく、その向上を図るように努めなければなりません。



ここでいう**労働条件**とは、賃金や労働時間など、職場におけるすべての待遇をいいます。

2

労基法が適用される事業

労基法はすべての事業に適用！

労基法は原則、すべての事業に適用されます。ただし、**同居の親族**のみを使用する事業や、**お手伝いさん**には、労基法は適用されません。



これは、親族関係にある者の間まで法律が干渉するのは不適当であること、また、お手伝いさんについては職場が一般家庭であるため、私生活に関することまで国が監督するのは適当ではないと考えているからです。

3

労基法の登場人物

労働者、使用者の2者の関係をおさえよう！

労基法は労働者と使用者との関係について規定している法律です。そのため、どのような人が労働者または使用者にあたるのかを明確にしておく必要があります。

I 労働者

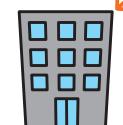
次の3つの要件をすべて満たすものを労働者といいます。

板書 労働者の3つの要件

- すべて
- 1 職業の種類を問わない
 - 2 事業または事務所（会社）に使用される者
 - 3 賃金を支払われる者



使用される
賃金



職業の種類
は問わない

II 使用者

次の3つのいずれかに該当するものを使用者といいます。

板書 使用者とは

使用者=会社側の人というイメージ

- い
す
れ
か
- 1 事業主 →個人企業の場合はその企業主個人
法人の場合は法人そのもの(会社そのもの)
 - 2 事業の経営担当者 →代表取締役社長など
 - 3 その事業の労働者に関する事項について、
事業主のために行為をするすべての者
→部長、課長等の名称で判断しない。人事・給与等の労働
条件や労務管理等について実質的に権限がある者

2024年度版

みんなが欲しかった！社労士合格へのはじめの一歩

発行日 2023年8月8日

初版発行

著 者 貫場恵子

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2023

管理コード 10780P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。